

# 公益社団法人岩手県私学振興会定款

## 目 次

第1章	総 則 (第1条・第2条)
第2章	目的及び事業 (第3条・第4条)
第3章	会 員 (第5条—第10条)
第4章	総 会 (第11条—第18条)
第5章	役 員 (第19条—第25条)
第6章	理 事 会 (第26条～第30条)
第7章	資産及び会計 (第31条—第35条)
第8章	定款の変更及び解散 (第36条—第39条)
第9章	公告の方法 (第40条)
第10章	運営組織及び方法 (第41条—第44条)
附 則	

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人岩手県私学振興会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

## 第2章 目的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、岩手県内に私立学校を設置する者に対して、その設置する私立学校に勤務する教職員に対する退職金の給付に必要な資金の交付、その設置する私立学校の経営及び施設設備の整備に必要な資金の貸付けその他私学振興のための事業を行い、もって岩手県における教育文化の高揚に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岩手県内に設置する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、若しくは認定こども園又はこれらの学校に併設されている専修学校、各種学校若しくは保育所（以下「私立学校等」という。）に勤務する教職員で私立学校教職員共済に加入している者又は岩手県内の私学団体に勤務する常勤の職員（以下「教職員等」という。）に対し、当該設置者又は私学団体が支給する退職手当に要する資金の交付（以下「退職手当資金交付事業」という。）
- (2) 岩手県内に私立学校等を設置する者に対し、その設置する私立学校等の経営又は施設

若しくは設備の整備に必要な資金の貸付け（以下「貸付事業」という。）

(3) この法人が実施する事業及び私立学校の果たす役割を広く県民に理解してもらうためのホームページを開設するなどの私学情報提供事業（以下「情報提供事業」という。）

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 第1号会員 退職手当資金交付事業の趣旨に賛同する岩手県内に私立学校等を設置する者及び理事会が認定する岩手県内の私学団体

(2) 第2号会員 貸付事業の趣旨に賛同する岩手県内に私立学校等を設置する者

(3) 第3号会員 退職手当資金交付事業及び貸付事業の趣旨に賛同して入会した岩手県内に私立学校等を設置する者

(4) 賛助会員 この法人の事業の趣旨に賛同して入会した法人又は個人

2 前項の会員のうち第1号会員、第2号会員及び第3号会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める業務方法書に規定する額を支払う義務を負う。

2 前項に規定する負担金、出資金その他拠出金は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

### (構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度会計年度終了後、3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから総会において選任された2人以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第26条 この法人は、理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件

を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第32条 この法人の基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、理事会及び総会で決議した財産をもって構成する。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 運営組織及び方法

(運営委員会)

第42条 この法人の業務について、代表理事の諮問に応じるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、代表理事が招集する。

3 運営委員会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を具申し、又は建議することができる。

- (1) 退職手当資金交付事業に係る負担金及び給付内容の変更
- (2) 貸付事業に係る出資金及び貸付内容の変更
- (3) その他必要と認める事項

(運営委員)

第43条 運営委員会の委員は、12人以内とし、会員である法人の代表者又は個人（会員である法人又は個人が設置する私立学校等の校長又は園長を含む。）のうちから理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

- 2 定款第23条第1項から第3項までの規定は、前項の委員について準用する。

(顧問)

第44条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において推挙し、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項に関し、代表理事の諮問に応じる。

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議を経て、代表理事が任命する。
- 3 職員は、事務局長の意見を徴して、代表理事が任命する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、龍澤正美とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は、小田島順造及び坂本洋とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 公益社団法人岩手県私学振興会に移行した社団法人岩手県私学振興会の会員であった者は、手続きを要することなく、公益社団法人岩手県私学振興会の会員とする。
- 6 この定款は、平成26年6月1日から施行する。（第13条「総会開催の時期」、第26条「役員の一部免除」）
- 7 この定款は、平成27年4月1日から施行する。（第4条「認定こども園追加」）